

2 「コロナ禍を受けた多文化共生社会の課題」

コロナ禍のこんな時こそ、 夜間中学の必要性はいよいよ増している

田 卷 松 雄

はじめに

筆者が多様な学びの場に関心を持ったのはほんの数年前である。遅きに逸した感はあるが、それは致し方ないとし、現在、主に、夜間中学と高等学校の定時制通信制課程に大きな関心を向けている。

夜間中学の必要性を強く実感したのは、2017年の秋から冬にかけて、国際学部学生10名程度と、関西の尼崎市立成良中学校琴城分校と東大阪市立長英中学校夜間学級の2校の協力を得て、授業見学と夜間中学生への聞き取りを行ったときである。聞き取りは、対象者を在日朝鮮人・引揚帰国者・新渡日・既卒者・日本人の大きく5類型に分けて行った。夜間中学生の話は、それまでの人生の苦労と夜間中学で学ぶことの楽しさを語る点で共通していた。筆者は、特に、84歳の日本人女性里見清子さんとの出会いが印象に残っている。

2校で聞き取り調査を行う前に、堺市で開催された第63回全国夜間中学研究大会に参加した。里見さんと初めて会ったのは、研究大会2日目の分散会（討論交流会）においてであった。分散会は、公立夜間中学生が、自己紹介、夜間中学の良いところや大切など、これからの夜間中学に期待することなどについて語りあう場であった。自分は分散会で様々な学校の夜間中学生が語る内容や様子をじっと見聞していたのだが、里見さんのことが非常に気になった。この理由は今でも上手く説明できない。1人1人の発言を物凄く真剣に聞いていた表情、話の内容に真に共感するような表情に惹かれたというようなことだと思う。この里見さんに幸

いにも話を聞くことが出来た。

里見さんは大阪出身の昭和8年生まれ、75歳までは店（畳屋）の仕事を手伝っていた。その後は、気功（中国伝統の民間療法、代替治療）に週1回行く以外は、特に何もしていない生活を送っていたという。中学校は卒業しているが、小さい時から耳が悪く、授業でも先生の声がよく聞こえなかった。ただし、耳が悪いことは恥づかしくて隠していた。40歳前後に大病して以来、体調が優れないことが少なくなき、入院経験もあり、鬱の薬を飲んでいたこともあった。今から振り返れば、楽しくない、どちらかというと塞ぎ込むような生活を繰り返していた。

公民館で夜間中学のポスターを見たのがきっかけで長英中学校夜間学級に入学することになる。夜間中学という学校があることはポスターなどで知っていたが、どんな学校なのか全く知っていなかったし、まさか自分が入学できるとは、思っていなかった。学び直したいという明確な目的を持っていたとは言えないが、自分を変えたいという気持ちが漠然としていたけれども少しはあったと思うと語る。そして、夜間中学で学ぶことが出来て生きることがすごく楽しくなり、家族からもびっくりするほど変わってきたと言われるようになった。長英中学校夜間学級の先生方に聞いても、里見さんの楽しそうな顔しか見たことがないと言う。夜間中学での学びに触れて、学ぶことは真に楽しいこと、自分や世界を知ること、生き抜く力をつけること、自分を変えること等、学ぶということの意味を改めて考えるようになった（田巻2017）。

2019年の秋に出版した『ある外国人の日本で

の20年—外国人児童生徒から「不法滞在者へ」（下野新聞社）で取り上げたブラジル国籍の男性Tは、10歳で日本語が全く分からない状態で両親と共に来日し、中学で適応できなくなって不登校になり、その後、非行、少年院2回、犯罪と続き、刑務所服役中に在留資格を失いオーバーステイになり、約3年間収容された後に、2019年の11月に送還された人物である。Tの日本での20年は、学ぶ場が得られずに転落した半生と言える。Tの語りとは十通にも及ぶ手紙の中には、何度も学び直しの場合として、「定時制」が出てくる。現在、定時制は通信制と共に、不登校経験者の大きな学びの場となっている。文科省委託研究では、多様な生徒のニーズ（不登校・中途退学を経験した生徒、特別な支援を必要とする生徒、外国籍生徒、日本語の指導が必要な生徒、経済的に困難を抱える生徒、非行・犯罪歴を有する生徒）に答える学びの場としての定時制通信制課程の実態調査が実施されている（全国定時制通信制高等学校長会 2018年度）。また、Tの手紙の中に一カ所だけ夜間中学という文字が出てくる。「私は日本で学び直すために△△県にはまだないかもしれませんが。だけど夜間中学に通って、学歴が足りないから私から進んで夜間中学に通うことを考えています。この気持ちは変わりません。勉強が好きです。うまく行けばいずれは高校にも進学してtheology神学も学べることが出来たら大学に行くのも夢の1つです」（原文のママ）。

少年院入院中に中学校の卒業証書を授与されて形式卒業したTに、定時制高校や公立夜間中学あるいは自主夜間中学など、多様な学びの場の存在を伝えたり、サポートする人は居なかった。Tは、学ぶ機会が得られず、転落の人生を歩んでしまったわけだが、もし学ぶ機会を得られていたら、全く違った人生になったと言える。

夜間中学や定時制通信制課程は多様な学びの

場として重要な役割を担っている。しかし、数が少ないことを始めとする厳しい状況があり、多様な学びの場を求めるニーズに十分応えていない現状がある。そして、コロナ禍はその厳しい現状に追い打ちをかけている。本論では、夜間中学に焦点を当て、現状と課題を整理・検討したい。

1 問題の背景と本論の目的

2019年4月、茨城県常総市に市立水海道中学校夜間学級が開校した。コロナ禍の影響で、入学式は6月2日に行われ、授業は6月4日から始まった。茨城県内初の公立夜間中学で、水海道中学校の校舎内に設置された。水海道中学校夜間学級は、全国で34番目、北関東では初めての公立夜間中学である。

2020年5月1日現在の在籍者20人を市町村別で見ると、常総市11人、下妻市3人、坂東市2人、かすみがうら市2人、つくばみらい市1人、栃木県真岡市1人である。常総市が約半数を占めているが、茨城県内4市の在籍もおり、栃木県真岡市から通っている者も1人いる。国籍別で見ると、最も多いのがブラジルの9人で、日本6人、フィリピンとペルーが各2人と続き、ネパールが1人、外国籍の生徒が全体の7割を占める。年齢別では、10代5人、20代3人、30代4人、40代5人、50代2人、60代ゼロ、70代1人である（水海道中学校夜間学級内覧内面）。

授業は毎日午後5時すぎから同9時前まで行われ、義務教育で受ける教科を最長3年間かけて学ぶ。日本語で進められるが、ポルトガル語などができる教員が補助する。栃木県から入学したブラジル人の男性（47）は、19歳の時に出稼ぎのため来日した。溶接工などとして各地を転々とするうち日本語は堪能になった。だが、日本で生まれて地元の学校に通う高2と中2の娘2人と議論をすると、伝えたいことがうまく

言い表せず歯がゆい思いをしてきた。「これまで仕事第一で過ごしてきた。夜間中学で全ての教科を吸収したい」。通学への希望が日々の張り合いになっているという。訪日外国人を相手に通訳ガイドをするのが夢だ（朝日新聞、2020年5月28日）。

『第65回 全国夜間中学校研究大会 大会記録誌』（2019年度）によれば、2019年9月現在、全国32の公立夜間中学で学ぶ生徒は1,743人で、そのうち304人（17.4%）が日本人で、1,429人（82.0%）が外国人である。年齢別内訳をみると、10代324人（19.6%）、20代343人（19.8%）、30代268人（15.4%）、40代222人（12.7%）、50代184人（10.6%）、60代192人（11.0%）、70代149人（8.5%）、80歳以上61人（3.5%）となっている。

以上の簡単な整理から、夜間中学の特徴の1つである学習者の多様性が浮かび上がる。1つは年齢の多様性であり、水海道中学校夜間学級では10代から70代まで、全国夜間中学学習者でも10代から80代以上まで、ほぼすべての年齢層が学んでいる。全国夜間中学学習者の23.1%は60歳以上である。2つ目は、国籍の多様性である。水海道中学校夜間学級では、学習者の7割が外国人であり、全国では学習者の8割強が外国人である。

公立夜間中学で学ぶ学習者はバックグラウンドも多様であるが、主要な学習者は3つに分類される。1つは、義務教育未修了者であり、大半は高齢者である。2つ目は、中学校で不登校を経験し中学校を形式的に卒業した形式卒業生である。3つ目は、学齢超過者の外国人である。これらの人々が昼間の一般の中学校で学ぶことは制度的、現実的に難しい。学齢超過者は学齢を超えているので、原則、昼間の中学校への入学は許可されない。中学校で不登校になりほとんど何も勉強してなくても、卒業時には卒業証書は付与される。文部科学省は義務教育

に留年や除籍はあってはならないという原則のもと、中学校の卒業証書はすべての生徒に渡すといった指導を全国的に行っている。このため、不登校や病気などで学校に行かないまま中学を卒業する形式卒業生と呼ばれる子どもたちが生み出されている。形式卒業生は「卒業」しているのに、昼間の中学校に再入学できない。そして、外国人学齢超過者が来日して日本の高校への進学を希望しても、勉強する場を得ることは極めて難しい現実がある。

公立の夜間中学は多様な学びの場として貴重な役割を果たしていると言える。2016年12月に、公立夜間中学の法的基盤を初めて明確にした「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」（義務教育機会確保法）が制定されたことを背景に、文科省はすべての都道府県と政令指定都市に一校以上の公立夜間中学の設置を目標に掲げ、全国の自治体に設置を促しているが、まだ10都府県（東京都、大阪府、京都府、埼玉・茨城・千葉・神奈川・兵庫・奈良・広島県）に34校しかないのが現状である。

筆者は、2020年12月5日と6日の日程で、「公立・自主夜間中学の社会的意義と課題を考える集い」を宇都宮で主催した。このイベントには公立・自主夜間中学の関係者ほか約30名が参加し（コロナ禍のなかで参加人数を制限した）、内容をオンラインで発信した。

このイベントを企画した目的は2つあった。1つは、公立夜間中学ならびに自主夜間中学が大事にしている学びとは何なのか、あるいは大事にしている学びをどのように実践しようとしているのかについて幅広く学びたかった。もう1つは、公立夜間中学も設置されておらず、自主夜間中学という名称で幅広く活動している団体もおそらく無いと思われる栃木県で、公立夜間中学の設置や自主夜間中学の活動に対する社会的関心を高めたかった。そして同時に、夜間中

学に大学人としてどのようにかわるべきか考えたかった。

筆者は、栃木の地に公立夜間中学が設置されることを切望している。そして、自主夜間中学をつくる活動を進めたいと考えている。このことを踏まえ、本論では、夜間中学の必要性、直面している課題、コロナ禍の影響、義務教育機会確保法制定以来の全国自治体の動向、夜間中学の必要性を議論する場合の重要な指標である「ニーズ」等について整理・検討する。そのうえで、栃木県の現状と動向を見る。最後に、コロナ禍が夜間中学のような多様な学びの場を奪ってしまう危険性とその問題の重さに触れ、このような状況だからこそ多様な学びの場を保障・構築していく意識と実践が必要であると主張する。

なお、夜間中学には公立夜間中学と自主夜間中学があるが、本論は公立夜間中学に焦点を当て、以下、夜間中学という言葉で公立夜間中学を指すこととする。両者の違いを意識する場合は、公立と自主を使い分ける。本論で主に使用する情報やデータは、いくつかの先行研究に加えて、関西地域の夜間中学で実施した見学と聞き取り調査の成果、文科省および徳島県教育委員会作成の行政資料、「夜間中学校と教育を語る会」のHP、12月5-6日のイベント関連で収集出来たもの、2021年1月9日に開催された「夜間中学へ行こう！ 学ぼう！ オンライン説明会」（夜間中学校と教育を考える会主催）で得た情報、夜間中学関係者からの聞き取り、各種新聞記事である。

2 夜間中学の必要性和課題

2-1 特徴と必要性

夜間中学における学びの特徴と意義については、学習者、教員、研究者等の様々な視点から語られてきた。ここでは、3つの側面から確認をしておきたい。

第一は、公立の中学であるから当然のことではあるが、中学校の卒業資格が取得できることである。夜間中学生1,729人を対象に入学理由を聞いた結果は、日本国籍者67人と日本国籍を有しない者217人の計284人（16.4%）が「高等学校に入学するため」と回答している。また、日本国籍者69人、日本国籍を有しない者128人の計197人（11.4%）が「中学校教育を修了しておきたいため」と回答している。高齢の義務教育未修了者にとっても卒業証書の取得は社会的承認や尊厳の回復という点で重要なものとなることに留意が必要である（文科省『令和元年度夜間中学等に関する実態調査』）。

第二に、基礎的な学習の保障である。同じ調査で、日本国籍者53人、日本国籍を有しない者254人の計307人（17.8%）が、入学理由として、「読み書きができるようになるため」と回答している。また、日本国籍者132人、日本国籍を有しない者112人の計244人（14.1%）が「中学校の学力を身に付けたいため」と回答している。日本国籍を有しない者にとっては、日本語が話せるようになることが基礎学力を身につけるうえで不可欠である。日本国籍を有しない者の654人（47.3%）が入学理由として、「日本語を話せるようになるため」と回答している。夜間中学では、年齢・国籍で多様な人が集まり、かつ基礎学力の程度も人それぞれであるから、学力によってクラス分けをする等、少人数教育をベースに、一人一人の学力や学びのニーズに寄り添った支援などが目指される。

第三に、学校生活や学校経験の保障である。夜間中学には、学校生活に適応できなかった生徒や学校経験が極めて不十分な生徒が入学している。学校生活で自己の力を発揮することが出来ず、人間関係で傷つき、尊厳やプライドを喪失した生徒が多い。その点、夜間中学での多様な生徒の集団は、国際理解や人間理解を深める土壤になっており、夜間中学では、多様な人々

との交流の中で尊厳を取り戻していく学びの過程が重視されている。また、夜間中学は、国際化、多文化共生の実践検証の場となっている。現在、夜間中学で学ぶ者のうち日本国籍を有しない者が約80%である。つまり、教室は多国籍の状態になる。母語が多様である中で、言葉や文化の違いを認めあい共生していく課題が問われている。それはこれからますます進む日本社会の国際化、多文化化を先取りしている現場と言える。「夜間中学校は、いつも社会に現れる現象を十年先取りしている」と言える（見城1995 48頁）。

2-2 課題

義務教育機会確保法は、義務教育の段階における普通教育に相当する教育を受けていない者は、年齢又は国籍に関係なく誰でも、能力に応じた教育を受けることが出来ると定めている。したがって、制度上は義務教育未修了者および義務教育を十分に受けられなかった者は誰でも夜間中学に入学できる。しかし、現実には、様々な要因が絡み、学びたい気持ちがあっても夜間中学への入学は簡単ではない。

第一に、2021年1月現在、夜間中学は全国で10都府県に34校（30市区）しかなく、数が絶対的に少ないという問題がある。2021年度には徳島県、高知県、大牟田市で、2022年度には札幌市で夜間中学が開設されるが、開設を決めた静岡県と相模原市の開設予定時期は未定であり、その他の自治体からは具体的な方針は出されていない。義務教育機会確保補法定以後、夜間中学の設置に関する動きが活発化してきたことは確かであろうが、国の意気込みに比べると地方自治体は全体的に必ずしも設置に前向きとは言えない状況であると思える。

第二に、物理的に通えるところに夜間中学があるとしても、公共交通機関を利用しなければならない場合、交通費がかかる。昼の中学に通

う場合で交通費がかかることはまずない。学校関係者からは、夜間中学生には経済的困難を抱えている者が多いという話をよく聞く。交通費という経済的負担は大きな壁になる場合がある。

第三に、物理的に通えるところに夜間中学があるとしても、夜間中学を設置している自治体における入学要件が壁となる現実もある。例えば、A市が域内の夜間中学の入学要件に市内在住者・在勤者に限って入学を認めるような場合である。入学要件に関する27市区教育委員会の回答は、「設置されている都道府県内在住者のみ」12（44.4%）、「設置されている都道府県内在住者、または在勤者のみ」8（29.6%）、「設置市町村内在住者、または在勤者のみ」6（22.2%）、「設置市町村内在住者のみ」1（3.7%）、「在住・在勤の場所を問わない」となっており、何らかの制約要件が課せられていることが分かる（文科省『令和元年度夜間中学等に関する実態調査』）。

夜間中学設置自治体による入学要件の制限緩和は、全国夜間中学研究会が毎年のように文部科学大臣などに要望してきたものである。

「義務教育未修了者の夜間中学校への入学を居住地・勤務地・時期などで制限せず認めること。とりわけ、毎日通える範囲に夜間中学校がない義務教育未修了者が、一刻も早く義務教育を保障されるために、他の都道府県および市区町村の夜間中学校への通学可能な場合は、その都道府県および市区町村の夜間中学校に入学できるようにすること。また、現在通学している生徒については、就学援助を行うこと」（『2019年度 第65回 全国夜間中学校研究大会 大会記録誌』230頁）。

ただし、入学要件緩和の動きがあることは注目される。大阪府では、2019年度より府外在住者も個別ケースに応じて入学を認める方針が示された。また、神戸市では、市内在住者に入学

を制限していたが、2019年度に在勤者も含める方針を示し、兵庫県教委も広域対応の検討を開始した（江口 2020）。

第四に、就学援助が昼の中学校に比べて不十分だという点である。本来、就学援助は、学校教育法において、経済的理由によって就学困難と認められる学齢児童生徒の保護者に対して行うものと定められている。「経済的理由によって、就学困難と認められる学齢児童生徒の保護者に対しては、市町村は、必要な援助を与えなければならない」（学校教育法第19条）。就学援助は、児童生徒が居住する自治体が行うものとされている。例えば、新宿区では、就学援助について、「新宿区では、義務教育期間中のお子さんが楽しく勉強できるように、ご家庭の事情に応じて、学習に必要な費用の援助を行っています。公立中学校夜間学級（夜間中学）に通学する生徒の方も、この制度を利用することができます」と案内している。このように、学齢児童生徒に準ずる形でこの制度を適用している自治体もあるが、適用を認めていない自治体もある。

夜間中学への支援状況に対する夜間中学を設置している27市区教育委員会の回答では、就学援助に類する経済的支援を行っている自治体は20（74.1%）に留まる。そのうち、経済的支援の認定要件について、「学齢生徒と同じ」は12（60.0%）、「学齢生徒と異なる認定要件を定めている」は8（40.0%）であった。このような現実、年齢主義に基づいて制定された学校教育法が、生徒層の年齢が多様な公立夜間中学のニーズに追いついていないことから生じていると言える。

就学援助の適用も、全国夜間中学研究会が繰り返し要望してきたものである。

「どこに住んでいても夜間中学校に通えるよう、昼間の児童生徒と同時に学齢を超えた夜間中学生に、その実態にあった就学援助費を支給

し、または在籍期間中の生活保護の教育扶助を確実にを行い、教育の機会均等が図られるようにすること。また、その制度がない市区町村には、そのための就学援助制度を確立すること、特に、『中学校形式卒業者』（実質的義務教育未修了者）が夜間中学校への入学を希望するとき、教育を受ける機会が実現できるように、過去の就学援助費の受給に関わらず就学援助を行うこと」（同上 230頁）。

第五に、教員不足の問題がある。夜間中学に配置されている教職員数を見ると、専任の教諭176人に対して、非常勤講師が146人となっている（文科省『令和元年度夜間中学等に関する実態調査』）。昼の中学校に比べると、非常勤講師の割合が極めて高くなっている。また、専任の養護教諭は17人、養護助教諭10人である。産経新聞社が2019年に全公立夜間中学33校（当時）を対象に行ったアンケート調査では、計27校から回答があった。その結果「教職員の充足に関する質問には約7割にあたる19校が『足りない』と回答」している。「全国の夜間中学生の8割が外国籍の生徒が占める状況を反映して、日本語指導や生徒の母語に対応できる人材を求める声が多く」、「発達障害などで個別支援が必要な生徒もいることからスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置、高齢の生徒を支援する介助者、養護教諭の拡充を訴える」意見も見られた（産経新聞2019年12月6日）。

以上の問題点に加えて、そもそも夜間中学が未だに良く知られていない現実がある。全国夜間中学研究会は、夜間中学生への聞き取り調査等を踏まえ、夜間中学生が「夜間中学を知ったきっかけ」、「入学に直接的につながった広報・情報はなんであったか」については、「人からの紹介」が70%近くに上ることを根拠に、夜間中学についての認識がまだまだ社会で一般化しているとは言えず、「人からの紹介」が多

くなされるように、社会全体としての夜間中学認識を高めることが必要と指摘している（同上229頁）。また、夜間中学の存在を知ればすぐに入学ニーズ（学習希望）が顕在化するとも言えない。学ぶことが権利だという認識は不可欠であろうし、一度学校生活になじめなかった不登校経験者にとっては自分たちでも学べそうな学校だという気持ちになるための理解と確信が必要となろう。

3 コロナ禍の影響

3-1 ハナの死

朝日新聞デジタル記事（2020年6月1日）は、「コロナが奪った25歳の中学生生活 路上で倒れていたハナ」の見出しで、4月からの公立夜間中学での学校生活を待ち焦がれていたハナ（仮名、25歳）が、コロナ禍で学ぶ機会を逸したことに落胆し、学ぶ意欲、生きる意欲を失い、新宿の路上で亡くなってしまったことを報じた。ネット上では、記事と共に7枚の写真が公開されている。

ハナは、幼い頃から母親に暴力を振るわれた。小学生の時から不登校を経験した。中学校では、1年の時に5回ほど登校しただけで、不登校となった。11、12歳の頃には売春を強いられ、14歳の時に暴力団関係者から覚せい剤を強要され抜け出せなくなり、4年前に逮捕される。取り調べをした元刑事から誘われ、薬物経験者や家族らが語り合う集まりに参加するようになる。その後、介護福祉士になるという目標に向かい、実務者研修を受けたり、病院で働きながら小学生の算数など学び直し始める。そのハナのことを新聞で知った都内の夜間中学学習支援員が2019年秋に「様々な学びがありますよ」と、ハナに夜間中学で勉強することを提案する。

ネット上で公開されている手紙には、以下のことが書かれている。「記事にもあったとおり

私はほとんど学校に行っていなかったので勉強が出来ません。でもどうしても高校の資格か高校認定試験に合格して将来は大学行きたいなと思ってます。だから△△様が送ってくれたような学校で一から勉強したいなと思いました。ですが一応中学校を卒業し定時制高校ですが数日通い中退してしまっているのですがそういう人でもまた夜間中学へ入学して学び直すことは可能なのでしょうか」。（<https://digital.asahi.com/articles/photo/AS20200531002251.html>、最終閲覧2021年1月10日）。

ハナは独学での勉強に行き詰っていたこともあり、学習支援員と一緒に校内を見学した後に、夜間中学で学ぶことを決め、4月から入学することとし、学習支援員らの指導を受けながら取り組む自習に入学前から参加できることとなった。

しかし、新型コロナウイルスの感染拡大が深刻化すると、薬物経験者らの集まりがなくなり、3月になって自習も中止され、休校が決まり、新入生代表の言葉を読み上げるはずだった入学式も延期になった。4月の初めころから、ハナの様子が変わり始めた。

4月末に生活保護を受給して、薬物依存のりハビリ施設に入所することに決め、受給申請の窓口まで行ったが、ハナは拒んだ。「コロナのせいで何もかもなくなった。もうどうでもいいんだ、私は」と拒んだという。

「夜間中学校と教育を語る会」は、この悲報について、以下のコメントを出している。「複雑な事情の中で、中学校卒業の資格を持ちながら、基礎学力がないため、何とか自力で立ち上がるために学びを切実に求め続けた若者でした。これは非常に悲しい一例ですが、夜間中学がいかに重要な学びの場であることを示し、まだそこにたどり着けていない無数の方たちの存在があることを私たちに突き付けるものとなっています（「今、東京の夜間中学に入学者増加

の大きな波を！」<https://blog.goo.ne.jp/yachukyoiku/e/9600cd91e60afea799beafb5db16c560> 最終閲覧2021年1月10日)。

3-2 「夜間中学校と教育を語る会」の要望書より

夜間中学校と教育を語る会（会長 浦川 文秀、以下、語る会）は、「公立・自主夜間中学の灯を守り育て、夜間中学校を発展させていくとともに、広く教育のあり方を考え、交流を深めていくこと」を目的に、夜間中学の卒業生、教職経験者、夜間中学を支援する市民などが集まり、1996年より活動している市民団体である。語る会は、2020年4月27日付で、東京都知事と東京都教育委員会教育長宛てに、「新型コロナウイルス感染拡大の影響下で都内公立中学校夜間学級の教育を守り発展させるための要望書」を提出している（資料1）。

夜間中学関係者によると、夜間中学生には経済的に困難なものも少なくない。上記に見たように、遠距離通学では交通費が負担となる。そして、就学援助を受けられない自治体もある。コロナ禍による仕事の減少や失業は、特に非正規雇用の外国人を直撃する。こうした事情があるなかで、コロナ禍は夜間中学生の経済事情を一層悪化させていることが懸念される。この点に関し、諸条件整備に関する要望事項の1つは、就学援助に関するものである。

「①就学援助に関して、早期に給付するなど、その運用に特別な措置を図るように区市に対して指導や要請を行ってください。

例年新年度すぐに就学援助を申請しても許可が6月頃になります。仕事が減ったりなくなったりして生活が不安定な生徒が、費用を負担できず学校を続けられない事態が想定されます。在校生で昨年度に受給していた者に対しては、『みなし受給』ができるよう特別措置をしてください。また、新入生については、入学が確定

し、就学援助受給のめどが立つまで、年度当初の費用納入を二ヶ月程度遅らせるなどの、特別措置をしてください。

さらに、都内の夜間中学は都内在住・在勤という条件であるため広域から通学していますが、生徒の在住自治体によっては学齢を超えていることを理由に、夜間中学生に就学援助を支給しない市があり、11箇所余りを数えます。経済的な困難が想定される現在、同じ学校に学ぶ生徒の間に受給の不公平が生じないように、都内全域での援助実現に向け、指導・要請をしてください」。

もう1つの大きな要望事項は、都内5校の夜間学級で開講されている日本語学級に関するものである。

「外国につながる新入生の場合、諸外国の教育制度などとの関連で例年、年度途中に入学することも多く、そのため年度当初をとってみると、直前に在校生の一部が卒業し、日本語学級から一部の生徒が普通学級に進級することから、一年で最も生徒数が少ない時期に当たります。

また現在の新型コロナ感染の影響で、外国からの入国ができない状況もあり、また、在日外国人の中では職を失ったり生活困窮に陥ったりする割合が日本人市民に比べて高いと考えられ、どの学校にも新入学者数が少ない状況が見られます。日本語学級生徒数減の様々な要因のうちの最大なものと思われる新型コロナ禍が落ち着くまで、設置要綱の学級数を弾力的に運用して、現在の教育条件を維持してください」。

東京の夜間中学生（308人）に占める外国人生徒（258人）の割合は全国で一番高く、全体の83%を占める（2019年度）。コロナ禍によって国際的な人の移動は厳しく制限されることとなると、都内の日本語学級に所属する外国人夜間中学生数の減少が予想される。要望は、年度初めの日本語学級生徒数だけで機械的に設置要

綱に当てはめて日本語学級数や教職員数を減らすことなく、現在の教育条件の維持を求めている。

語る会は、学校再開後約二カ月たった2020年8月17日に、「新型コロナウイルス感染拡大の影響下で都内公立中学校夜間学級の教育を守り発展させるための第二次要望書」を提出している（要望先として、東京都議会議長が追加）。そこでは、新型コロナウイルス感染拡大の影響が大きいとみられる中で、都内8校の夜間中学在籍生徒数が大きく減少していること、入学希望者も減少していることを踏まえ、都内8校の公立夜間中学を広く都民に周知PRするために、東京都教育委員会作成のPRチラシを日本語版以外の多言語で至急作成し配布することが要望されている。語る会によると、以上の2つの要望書に対する回答は、2021年1月10日現在来ていない。

4 義務教育機会確保法制定以後の動向とニーズの問題

4-1 自治体の動向とニーズ調査の在り方

江口玲は、2016年の教育機会確保法制定後の夜間中学の開設等をめぐる全国的動向を、「開設を決めた／開設した自治体」、「開設を前向きに検討中の自治体」、「開設を検討したが保留した自治体」、「未検討もしくは不明の自治体及び夜間中学を設置している都府県」の4分類を基に概観している。「開設を決めた／開設した自治体」には、徳島県（開設予定年度2021年度）、高知県（同、2021年度）、静岡県（開設年度未定）の3県と、埼玉県川口市（2019年4月開設）、千葉県松戸市（2019年4月開設）、茨城県常総市（2020年4月開設）、福岡県大牟田市（開設予定年度2021年度）、北海道札幌市（開設予定年度2022年度）、神奈川県相模原市（開設予定年度未定）の6市が含まれる。以上のうち、常総市と大牟田市を除く7自

治体が文科省の委託研究として夜間中学に関する実態調査等を行っている。

「開設を前向きに検討中の自治体」には9県（宮城・福島・栃木・三重・岡山・鳥取・長崎・大分・熊本・沖縄県）と2市（仙台市、佐賀市）が、「開設を検討したが保留した自治体」には京都府と6県（岩手・和歌山・長野・滋賀・山口・福岡県）が、「未検討もしくは不明の自治体」には14県が含まれる。

全国自治体の動向を見ると、大半が夜間中学の必要性を判断するために「ニーズ」調査を行っている点は共通している。ただし、ニーズ調査の方法もニーズ調査の結果の解釈も様々である。「開設を検討したが保留した自治体」に含まれる京都府と6県はすべて文科省の委託研究を受けニーズ調査を行ったが、その結果、直ちに夜間中学の設置を検討するに至るニーズを把握することはできなかったという立場で、開設に慎重な判断を下した。一方で、神奈川県が実施したニーズ調査の結果を踏まえ、相模原市は十分にニーズが把握されたとして開設を決めた。

このような地域ごとに異なるニーズの調査の実状を踏まえ、碓井健寛は、ニーズは夜間中学設置の判断の際に重視される指標であるにもかかわらず、「誰が・どのように」測るのかという点において、ある種の捉えどころのなさを特徴として持つと指摘し、ニーズ調査はいかにして測られるべきかについて議論している。ニーズ調査は、夜間中学に対する潜在的な入学ニーズ（学習希望）を顕在化する試みである。潜在的な入学ニーズはきっかけによって顕在化する場合もあるし、顕在化しない場合もある。潜在的な入学ニーズを顕在化しないようなニーズ調査が行われた場合、潜在的なニーズがあるにもかかわらず、夜間中学の開設は必要ないと判断が下される根拠となる事態が生じることとなる。

碓井健寛は、夜間中学への入学ニーズを非常に多くのひとびとが表明することとなった点で、神奈川県が実施したニーズ調査に注目して分析し、以下の2つの結論を出している。なお、神奈川県調査では、郵送で回答した場合に、夜間中学への入学ニーズありとカウントしている。その結果、第一に、小学校未就業者数とアンケート回答者数の関係を統計的に分析したところ、未就学者が100人増えるごとに夜間中学希望者数は3～6人程度増えることが分かった。第二に、支援団体が当事者に対して懇切丁寧に夜間中学のことを説明していた地域で、人々の夜間中学への入学ニーズが、他の地域より顕在化していることが明らかとなった。

本論の目的からして、より大事なのは2番目の結論である。極めて当然ともいえるが、潜在的な入学者ニーズは、夜間中学に対する理解が深まり、学びに対する手応えや期待を感じる中で顕在化するだろう。本調査結果は、入学ニーズをもつひとびとに対する第三者の関り、すなわち寄り添いが重要であることを示唆する結果となっている。碓井は、周囲の人々が寄り添い本人が学ぶことの手ごたえを感じながら、共に歩んでいく過程が入学ニーズの顕在化プロセスにおいて必要であると述べるとともに、夜間中学にすらたどり着けない人々の孤立状況にどのように向き合うかという課題を提起している。

4-2 ニーズに対する別の見方ー徳島県の場合

徳島県は、2021年4月に全国で初めての県立夜間中学を開校する（徳島県立しらさぎ中学校）。2017年の「義務教育国庫負担法」の一部改正により、都道府県が夜間中学を設置する場合においても、教職員給与等に要する経費が国庫負担の対象に加えられた（国が1／3、都道府県が2／3）ことが制度上の理由としては大きい。県立を選択した教育環境上の理由としては、十分な教員配置と広域からの生徒受け入れ

を可能とする点が挙げられる。当初は、夜間学級が構想されていたが、単独校が選択された。そして、夜間定時制のノウハウを活かす「学び直しの拠点」とするために、定時制高校（徳島県立中央高校）への併設という形が取られた。県立、単独校、定時制高校への併設の3つの特徴は、既存の夜間中学にはないもので、新しい夜間中学を目指す革新的な試みと言える。

徳島県では、文科省の委託研究を受け、2015年度から調査を開始した。そして、2016年1月～2月にニーズ調査（中学校夜間学級調査研究事業に係る需要調査）を実施した。この調査では、7,000枚のアンケート用紙を使い、366人から回答があり、169人から夜間中学設置の要望や関心があるとの回答を得た。169人の入学希望者のうち、義務教育未修了者約1割、既卒者約8割、60才以上約6割であった。興味深いのは、この調査は、夜間中学開設の必要性を測るために行ったのではなく、徳島県に合う夜間中学の学級編成や学習指導のあり方を検討するために実施されたことである。

徳島県は、徳島県において夜間中学の設置が必要である理由を4点あげている。第一に、2010年の国勢調査により、義務教育を修了しないまま学齢期を経過した者が1,425人存在する。第二に、中学校不登校の者が2017年度は483人いた。第三に、県内在住の外国人労働者数は2017年度4,024人で、増加傾向にある。第四に、2019年の出入国管理及び難民認定法の改正により、増加が見込まれる外国人労働者やその家族に対して、日本語指導や教科の指導を通して、日本社会への適応を支援していく必要がある（徳島県 平成31年度 2頁）。

つまり、徳島県の場合、夜間中学に対するニーズは、国勢調査で確認されている義務教育未修了者や不登校生徒、さらには増加傾向にある外国人労働者の実態から判断されている。需要調査で入学希望者が極めて少ない結果が出て

いたらどのように対応したかという著者の質問に対して、夜間中学設置の必要性は国勢調査等のデータから判断したものであり、入学希望者が少なくても設置するという方針に変わりはない。徳島県教育委員会の回答は非常に印象的であった。徳島県は、この需要調査でニーズが確認された関係者に聞き取りおよびアンケート調査を行い、さらに、2016年12月から2017年1月にかけては、公立中学校夜間学級に対する県内中学校教職員の認知の度合いを把握し、今後の調査研究活動・広報活動の在り方を検討するために、徳島市等5市の公立中学校教職員約1000人を対象に意識調査を行っているが、このような調査研究活動は極めて丁寧かつユニークである。

5 栃木県の現状

5-1 「夜間中学に関する連絡会議」

栃木県では、2018年度に県教育委員会主導で、県や県内25市町の教育委員会、県国際交流協会等を構成メンバーとする「夜間中学に関する連絡会議」を設置した。そして、2019年7月に、夜間中学に対するニーズの有無などを判断、設置場所や開校時期などを検討する際の参考にするために、県内で夜間中学のニーズ調査を実施する方針を固めた。ニーズ調査は、2019年10月7日から12月25日まで実施された。以下、その概要と主な結果である。

調査方法は、アンケートはがき付きリーフレットを配布及び啓発用ポスターを掲示するというものであった。40,257枚の調査票が配布され、960通（日本語版877通、英語版28通、中国語版14通、ベトナム語版12通、ポルトガル語版29通）の有効回答が得られた。

「夜間中学があつたらよいと思うか」の質問には、853通（88.9%）が「思う」と回答している。853通の居住地別回答数（上位5市）は、宇都宮市457通、栃木市63通、小山市46通、真

岡市37通、鹿沼市32通で、宇都宮の回答が約半数を占めている。国籍別（上位5か国）では、日本724通、ベトナム17通、中国17通、ブラジル16通、ペルー13通で、日本が突出している。年齢別では、15～19歳172通、20～29歳96通、30～39歳81通、40～49歳173通、50～59歳128通、60歳以上194通であり、40歳未満が249通、40歳以上が495通で約半数を占めている。

「思う」と回答した人に理由を聞いたところ、多い順に、「自分が通いたい」（197通（23.1%）、「家族や親族に通わせたい人がいる」91通（10.7%）、「友人や知人などに通いたいという人がいる」154通（18.1%）、「その他」466通（54.6%）となった。「自分が通いたい」と答えた197人の回答者については、・居住地別に見ると、宇都宮市在住の方が最も多く、次いで、栃木市、鹿沼市の順、国籍別では日本国籍が6割以上を占めている、年齢層別では、15～19歳が最も多く、次いで20～29歳、60歳以上の順と解説が加えられている。

「その他」が466通と極めて多いが、参考として、・より多くの人に勉強できる機会があると良いと思うから、・外国籍の人や様々な理由で学習ができなかった人のために、・不登校の増加、外国籍の保護者の増加に伴い、学びの機会があれば勤めたいと思っているから、の3例が挙げられている。この調査結果は、2021年3月に公開された（<http://www.pref.tochigi.lg.jp/m01/houdou/yakantyuugakutyousakekka.html>、最終閲覧2021年1月11日）。

「夜間中学に関する連絡会議」は2020年2月まで4回開催されている。筆者は、2020年2月3日に開催された第4回目の会議で、「公立夜間中学設置をめぐる最近の動向と論点」という題目で報告をしている。そこでは、設置主体とその設置・運営に関する財政負担（どこが、どこに、どのような形で、誰を対象に）を論点として整理した後に、常総市水海道中学校夜間

学級（突然・最短期、2020年1月17日ヒアリング）と徳島県立しらさぎ中学校（用意周到型、2020年1月21日ヒアリング）の2校の事例紹介し、結論として、「県立か市立を超えて」という表現で夜間中学設置の必要性を訴えた。

「夜間中学に関する連絡会議」の3回目までの審議内容は公開されていない。また、ニーズ調査の結果を踏まえた具体的な方針は、2021年1月現在、公開されていない。コロナ禍の影響もあってか、ニーズ調査の公開以後、「夜間中学に関する連絡会議」は動いていないと思われる。

5-2 栃木県における潜在的ニーズ

・義務教育未修了者

2010年の国勢調査は、義務教育未修了者数を都道府県別に公開している。ただし、この国勢調査では、学齢を経過した者の中で、義務教育（小学校）を修了していない者（未就学者という言葉が使われている）の数を把握している。したがって、「小学校に在学したことのない者または小学校を中途退学した者」の人数であり、「小学校卒業後中学校に入学しなかった者」や「中学校を中退した者」の人数は含まれていない。このため、義務教育未修了者の人数はもっと多いと考えられる。もちろん、データには、日本人と外国人が含まれている。

未就学者は全国で128,187人確認された。男性49,303人、女性79,153人で、女性が約3万人多い。都道府県別で最多は東京都7,244人、最少は福井県664人である。栃木県の未就学者は2,745人で、男性1,095人、女性1,650人で、やはり女性が多い。徳島県（1,425人）と比較すると、人数では栃木県が約2倍、人口1万人当たりの割合では、徳島県18.1%、栃木県13.7%で、徳島県のほうが高い。

・不登校児童生徒

不登校は、病気や経済的理由を除き、年間30日以上欠席した児童生徒を対象としている。

栃木県内の不登校児童生徒数は、2013年度から増え続けている。2017~2019年度のデータを示す。2017年度では、（病気や経済的理由以外の）不登校を理由に長期欠席した児童生徒数は2,594人、不登校児童生徒の割合（100人当たりの不登校児童生徒の割合）は1.69%であった。2018年度では、2,837人（1.87%）、2019年度では3,107人（2.08%）と推移している。公開されている人数は小学校と中学生を合わせたものであるが、例年、中学生の割合が約7割強を占めている。

・外国人

2019年12月31日現在の栃木県在住の外国人住民数は42,835人（2018年度40,659人）で7年連続増加し、過去最高となった。国籍・地域数は118ヶ国・地域（前年度115ヶ国・地域）で、県人口に占める割合は2.21%（前年度2.08%）である。国籍・地域別の上位5か国は、ベトナム7,264人（17.0%）、中国6,854人（16.0%）、フィリピン5,283人（12.3%）、ブラジル4,151人（9.7%）、ペルー3,075人（3.2%）である。市町別では宇都宮市が一番多く9,588人（22.4%）、以下、小山市7,084人（16.5%）、足利市4,886人（11.4%）、栃木市4,361人（10.2%）、真岡市3,468人（8.1%）と続き、この5市で県全体の約7割を占めている（産業労働観光部国際課 2020）。

外国人労働者の雇用状況調査結果を見ても、栃木県内における外国人労働者の増加は顕著である。すなわち、外国人労働者数は、2016年度（10月末現在、以下同様）18,366人、2017年度21,235人、2018年度24,016人、2019年度27,385人と増加し続けている。

おわりに

義務教育未修了者、形式卒業生、外国人学齢超過者等の夜間中学に対する入学ニーズは全国的に確実に存在する。ニーズ調査は潜在化して

いるニーズを顕在化する試みであるが、調査の方法によっては顕在化に失敗する。本論で確認した論点の1つは、潜在的な入学ニーズをもつ人びとに対する第三者の関り、寄り添いや懇切丁寧な説明と働きかけが、ニーズの掘り起こしには極めて重要であることである。

徳島県の夜間中学設置に向けた調査研究と準備は、示唆に富む。7,000枚のアンケート用紙を使った需要調査を実施し、169人から夜間中学設置の要望や関心があるとの回答を得た。7千と169という数字を単純に見比べた場合、それほど多くのニーズを確認出来なかったという解釈もされてしまいそうである。しかし、徳島県は国勢調査における義務教育未修了者（未就学生）の存在、不登校生徒、外国人労働者の現状や動向をみて「ニーズ」があると判断し設置を決めたうえで、様々な取り組みを具体的に検討するために需要調査を行った。公立中学校教職員を対象として「公立中学校夜間学級に関する意識調査」が実施されたことも非常に貴重な試みで参考にするべきである。参考までに、「公立中学校夜間学級について、知っていましたか」の質問に、322人（41%）が「知らなかった」と回答している。公立夜間中学校教職員の4割が夜間中学のことを知らなかったという事実は、夜間中学の社会的認知度がまだまだ低いことを象徴している。

夜間中学は、昼の中学とは違い、待ちの姿勢では入学者を得られない。義務教育を十分に受けられなかった人は年齢や国籍に関わらず誰でも夜間中学で学べるという権利を有すること、夜間中学では一人一人の学力や事情を大事にした基礎学習が出来、多様な人々との交流をベースとした学校生活を送れることをより広く、強く周知していく必要がある。夜間中学生の約8割が外国人であることを踏まえると、多言語での周知が不可欠であろう。

夜間中学校と教育を語る会は、東京都内8校

の夜間中学生がここ数年減少してきていること（2016年424人、17年449人、18年361人、19年307人）、および2020年度になって急減している事実（2020年7月末現在210人）を踏まえ、東京都等に都内8校の公立夜間中学を広く都民に周知PRするために、東京都教育委員会作成のPRチラシを日本語版以外の多言語で至急作成し配布することを要望するとともに、入学者を1人でも増やしていくための草の根的な協力を一般市民に対して訴えている。

栃木県でも、2,000人を超える義務教育未修了の存在、増加する不登校生徒と外国人住民の存在は、夜間中学への入学ニーズがあることを確実に示唆している。そして、800人を超える県民が「夜間中学があったらよいと思う」と回答したことは重い。栃木県教委員会及び県内の教育委員会および関係者が、夜間中学の必要性を認め、設置に向けて果敢に動くことを切望する。

公立夜間中学の設置は自治体の責務であるが、多様な学びの場を市民ベースで提供する活動も重要である。現在、自主夜間中学関係諸グループは全国で約40ある。このような活動に関わっている人々は、初等教育を満足に受けられなかった人々に学んでもらう場を提供することは、初等教育、中等教育あるいは高等教育を受けることが出来た市民としての責務という考えを共有しているように思える。学ぶことが出来た人は、学ぶことが出来なかった人に学び直しの場を提供することが出来るのである。公立夜間中学と自主夜間中学がそれぞれの特徴と強みを発揮しながら連携していけば、多様な学びの場は大きく広がっていくだろう。

コロナ禍は、多様な学びの場を奪ってしまう危険性を大いに持っている。コロナ禍に向き合いながら、多様な学びの場が奪われてしまわないように闘っていく必要がある。コロナ禍で苦境に追い込まれている人ほど学びの場が必要な

のである。コロナ対策が大変だから他のことには手が回らないと否定形から入って考えるのではなく、こんな状況だからこそ、既存の多様な学びの場を守り発展させるとともに、多様な学びの場を新しく作っていかねばならない。夜間中学校と教育を語る会は、2021年1月9日に「夜間中学へ行こう！学ぼう！オンライン説明会」を開催した。例年、東京都夜間中学研究会が開催していたが、コロナ禍で中止になったことを受け、急遽主催者として開催したものである。説明会を貫く趣旨、「こんな時こそ、夜間中学の必要性はいよいよ増している」。噛みしめたい言葉である。

参考資料

- ・江口玲（2020）「教育機会確保法制定後の夜間中学を巡る動向と課題」『和歌山信愛大学教育学部紀要』第1巻、63-74頁。
- ・見城慶和（1995）「夜間中学の現場から」『教育制度学研究』1995巻2号、44-50頁
- ・碓井健寛（2020年8月）「夜間中学のニーズはいかにして測られるべきか—神奈川県ニーズ調査を事例として—」『基礎教育保障学会研究』第4号、107-121頁。
- ・田巻松雄（2019）『ある外国人の日本での20年—外国人児童生徒から「不法滞在者」へ』下野新聞社。
- ・田巻（2017）「第三部 夜間中学生の語り」『平成29年度科学研究費補助金成果報告書』（平成29年度文部科学省科学研究費補助金基盤研究（A）「将来の『下層』」か『グローバル人材』か—外国人児童生徒の進路保障実現を目指して—）研究代表者 田巻松雄）。
- ・全国定時制通信制高等学校長会編著『全国定

時制・通信制課程における多様なニーズに応じた指導方法等の確立・普及のための調査研究』

（文部科学省平成30年度委託調査研究報告書）、ジアース教育新社。

- ・中学校夜間学級協議会『徳島県に合う中学校夜間学級の形《2016》報告書』。
- ・徳島県教育委員会『夜間中学の設置に向けた基本方針』（平成31年3月）。
「栃木県外国人住民数現況調査結果（2019年12月31日現在）について」（産業労働観光部国際課）<http://www.pref.tochigi.lg.jp/f04/documents/01gaiyou.pdf>、最終閲覧2021年1月11日。
- ・文部科学省『令和元年度夜間中学等に関する実態調査』https://www.mext.go.jp/content/20200619-mxt_syoto02-100003094_111.pdf、最終閲覧2021年1月11日。
- ・朝日新聞デジタル記事「コロナが奪った25歳の中学生生活 路上で倒れていたハナ」2020年6月1日（<https://digital.asahi.com/articles/photo/AS20200531002251.html>、最終閲覧2021年1月10日）。
- ・茨城新聞「茨城県内初の夜間中学 誰も取り残さない教育を」2020年04月5日。
- ・東京新聞「県内初 夜間中学を開設」2020年6月4日。
- ・徳島新聞「夜間中学で学び直しを」2020年8月9日。

本論は、日本学術振興会2020年度科学研究費補助金基盤研究（A）「外国人生徒の学びの場に関する研究—特別定員枠と定時制通信制課程の全国調査（課題番号19H00604 研究代表者 田巻松雄）の研究成果の一部である。

資料 1

2020 年 4 月 27 日

東京都知事 小池百合子 様
東京都教育委員会教育長 藤田 裕司 様

新型コロナウイルス感染拡大の影響下で 都内公立中学校夜間学級の教育を守り発展させるための要望書

夜間中学校と教育を語る会 会長 浦川 文秀
〒361-0056 埼玉県行田市持田 5-3-18 電話 0485-55-1079

まず何よりも義務教育未修了者の学ぶ権利を大切に、足立区立第四中学校に二部として夜間中学の開設を 1951 年に認め、以来今日まで区教育委員会とともに都内 8 校の夜間中学の継続発展に寄与して下さっている東京都教育委員会、および東京都知事に心から敬意を表します。

私たちは、「公立・自主夜間中学の灯を守り育て、夜間中学校を発展させていくとともに、広く教育のあり方を考え、交流を深めていくこと」を目的に、夜間中学の卒業生、教職経験者、夜間中学を支援する市民などが集まり、1996 年より活動している市民団体です。

現在、新型コロナウイルス感染が拡大し、殊に首都東京は感染者数も多く、これまで経験したことのない甚大な被害が各方面に渡って広がっています。都内 8 校の公立夜間中学も現在休校となり、学校の日も早い開始を待っているところです。しかし、感染の拡大は続いており、都内の状況は夜間中学生にとって学びを続けていくことが不可能になってしまいそうな様相を示しています。

つきまして、以下の二点について、この特別な状況下で夜間中学について格段のご配慮、ご支援をいただきたく、ここに要望いたします。

記

1、都内夜間中学のうち、日本語学級を設置している 5 校の学級数を、年度はじめの生徒数で機械的に設置要綱に当てはめて削減することなく、必要な教職員数を維持してください。

外国につながる新入生の場合、諸外国の教育制度などとの関連で例年、年度途中に入學することも多く、そのため年度当初をとってみると、直前に在校生の一部が卒業し、日本語学級から一部の生徒が普通学級に進級することから、一年で最も生徒数が少ない

時期に当たります。

また現在の新型コロナ感染の影響で、外国からの入国ができない状況もあり、また、在日外国人の中では職を失ったり生活困窮に陥ったりする割合が日本人市民に比べて高いと考えられ、どの学校にも新入学者数が少ない状況が見られます。日本語学級生徒数減の様々な要因のうちの最大なものと考えられる新型コロナ禍が落ち着くまで、設置要綱の学級数を弾力的に運用して、現在の教育条件を維持してください。

2、学校再開後、夜間中学生を暖かく迎え、学びを続けていくよう励ますために、設置市区教育委員会と共に諸条件を整備してください。

①就学援助に関して、早期に給付するなど、その運用に特別な措置を図るように区市に対して指導や要請を行ってください。

例年新年度すぐに就学援助を申請しても許可が6月頃になります。仕事が減ったりなくなったりして生活が不安定な生徒が、費用を負担できず学校を続けられない事態が想定されます。在校生で昨年度に受給していた者に対しては、「みなし受給」ができるよう特別措置をしてください。また、新入生については、入学が確定し、就学援助受給のめどが立つまで、年度当初の費用納入を二ヶ月程度遅らせるなどの、特別措置をしてください。

さらに、都内の夜間中学は都内在住・在勤という条件であるため広域から通学していますが、生徒の在住自治体によっては学齢を超えていることを理由に、夜間中学生に就学援助を支給しない市があり、11箇所余りを数えます。経済的な困難が想定される現在、同じ学校に学ぶ生徒の間に受給の不公平が生じないように、都内全域での援助実現に向け、指導・要請をしてください。

②学習支援の他にも、母語による様々な相談にも乗ってもらえるように、支援員を各学校に派遣できるように特別措置をしてください。日本語が母語の生徒に対しては、スクールカウンセラーによる相談の充実を図ってください。

新型コロナウイルス感染拡大の下で、夜間中学生には様々な情報が届きにくく不利な状況に陥りがちです。

一人一人の事情に応じた暖かくきめ細かな指導ができるために必要です。

③WEB授業のための環境・設備充実を早急を実現してください。

緊急事態宣言下、都内の夜間中学で現在行われている休校は、夏休み以外では今までに経験したことのない長期間にわたるものです。このような中で、少しでも生徒の学習を保障するために、その手段の一つとしてWEB授業を取り入れる希望のある学校に対しては、区市教育委員会と共に早急にその実現を図ってください。

以上